

平成23年6月8日

原子力発電の安全確保に 関する要請書

原子力発電関係団体協議会

会長	青森県知事	三村	申吾
副会長	茨城県知事	橋本	昌
	北海道知事	高橋	はるみ
	宮城県知事	村井	嘉浩
	福島県知事	佐藤	雄平
	新潟県知事	泉田	裕彦
	石川県知事	谷本	正憲
	福井県知事	西川	一誠
	静岡県知事	川勝	平太
	島根県知事	溝口	善兵衛
	山口県知事	二井	関成
	愛媛県知事	中村	時広
	佐賀県知事	古川	康
	鹿児島県知事	伊藤	祐一郎

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、巨大な津波が発生した。東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、原子炉は停止したものの、冷却系が正常に作動せず、閉じ込め機能を喪失し、大量の放射性物質が放出されるという深刻な事故にいたっている。

事故から既に約3ヶ月が経過しているが、未だ収束に至らず、この間、放射性物質が大気中や海洋に放出され、国内外から不安の声が上がっていることに加え、今回の事故により避難を余儀なくされた地域住民は十万人を越え、避難生活の長期化が不安に拍車をかけている状況にある。

広範囲に放出された放射性物質の影響により、農水産物等の出荷・摂取制限、水道水の摂取制限、及び小中学校等における校外活動の制限など、日常生活や産業活動など様々な面で、多くの国民が不自由を強いられているほか、放射性物質による汚染自体は基準値の範囲内であるにもかかわらず、物流、農林水産物等の購買、観光等の忌避、工業製品の取引に関する不当な要求、福島県民に対する偏見といった風評被害の問題も顕在化する事態となっている。

このため、原子力発電関係団体協議会では、去る4月及び5月の二度にわたって、国に対して、被災対策・緊急安全対策の早急な実施、徹底した情報公開、安全基準などの判断基準の国民への説明等について緊急要請を実施した。

しかしながら、福島第一原子力発電所の状況は依然として予断を許さず、国及び事業者においては、引き続き、一刻も早い事態の收拾と被害の復旧、復興、損害の賠償に全力で取り組むこととともに、国は、立地地域住民をはじめ国民全体の不安を払拭するため、全国の原子力施設の安全性に関して、責任をもって国民に示す必要がある。

また、国は、想定される東海地震の切迫を理由に浜岡原子力発電所の全号機停止を要請したが、日本全体及び各地域の電力需給についての定量的な見通しについてどう考えているのか、国が責任を持って示すことが肝要である。

ついては、4月5日付け及び5月31日付けの緊急要請項目に関して、引き続き全力で取り組んでいくよう強く求めるとともに、原子力災害及び原子力発電の安全確保に関して、国の責任ある対応を求めるため、次のとおり要請する

1 事態の収束に関すること

- (1) 国は、今回の原子力災害に対処するに当たって、当事者としての自覚を持ち、その本来の責務を全うして、一刻も早く事態の収束を図ること

なお、事態の収束にあたっては、国内外の英知を結集し、様々な知見に耳を傾け、柔軟に対応すること

- (2) 東京電力株式会社が発表した工程表が確実に実行されるよう、国と事業者が一体となって、あらゆる対策を講じるとともに、工程の前倒しに最大限努めること
- (3) 現在も余震が続いていること等から、今後、新たな災害が発生しないよう、原子力発電所の監視を強化するとともに、不測の事態に対応できるように事前措置を講じること

《内閣官房》《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

2 情報公開及び説明責任に関すること

- (1) 今回の原子力災害に関して、国が、現時点で把握している情報を系統的に分析・整理したうえで、全てを速やかに公開し、関係自治体に対して遅滞なく連絡を行うとともに、指示や連絡に際しては、いたずらに住民の不安や混乱を招くことのないよう、明確な根拠に基づく分かりやすい説明を行うこと

- (2) 今回の原子力災害については、国民全体が注視しており、環境中に放出された放射性物質の影響についても国民の関心が高いことから、国は、放射線モニタリング結果とともに、放射性物質が健康に与える影響等について、科学的根拠に基づいた正確な情報を広くわかりやすく、かつ迅速に提供すること

さらに、子ども達やその保護者が正しい知識を身につけることができるよう、放射線と健康に対する教育及び広報を実施すること

- (3) 現在、全国の多くの原子炉が定期検査等の理由により停止中であり、今後、順次定期検査に入る原子炉もあるという状況を踏まえ、日本全体及び各地域の電力需給についての定量的な見通しについて、国が責任を持って国民全体に明確に示すこと

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》

3 被害の復旧、復興に関すること

- (1) 放射性物質による環境汚染に対し、国が示した放射線管理基準上の安全確保及び住民の不安解消が図られるよう、国の責任において、家屋や土壌、学校校庭等から放射性物質を除去・低減する対策を早急に講じること

また、住民が長期にわたり平時より高い放射線を浴びることが想定されることから、被ばく低減方策を科学的根拠に基づいた明確な基準をもって示すとともに、住民の健康管理に関する長期的な対策を講じること

- (2) 放置された家畜の死骸や、ガレキ等をはじめとした、放射性物質に汚染された廃棄物の処理・処分について、国の責任において明確な処理基準を設定するなど、制度を整備するとともに、処分費用の確保を含め、適切かつ迅速に対応すること

- (3) 自主的な避難も含め、原子力災害により避難を余儀なくされている住民が、一日も早く自宅に戻り、元の生活を取り戻せるよう、住宅対策や生活資金の手当てのほか、二重ローン対策、雇用の維持・就労支援、事業活動支援など、避難住民に対する支援措置については、国の責任において確実に実施すること

また、避難住民等に対し、地震、津波被害世帯と同様に非課税・減免、その他の地方税の特別措置を講じるとともに、地方税の減収を踏まえ、交付金等により、原子力災害からの復旧、復興の財源確保のための措置を講じること

- (4) 農林水産業、商工業、観光関連産業の早急な復旧、復興に向けて、基盤施設の復旧や事業継続に必要な資金面の支援など、ハード・ソフト両面にわたる強力な支援措置を講じること

- (5) 原子力災害により、行政機能の一時的な地域外移転を余儀なくされている自治体の行政機能の復旧について、国の責任において確実に実施すること

- (6) これらの復旧、復興への対応に当たっては、法改正や特別立法等も視野に置き、抜本的で十分な対策を講じること

《経済産業省》 《文部科学省》 《総務省》 《厚生労働省》 《農林水産省》 《国土交通省》
《環境省》

4 損害賠償等に関すること

- (1) 国及び事業者の責任により、原子力災害に対する全面的な損害賠償を実施し、対象者に対する仮払金の速やかな支払いや、今後明らかになってくる被害に対する長期的な視点に基づいた賠償など、速やかな補償が適切かつ確実に行われるよう、国が責任を持って、被災者や被災自治体の側に立った制度を構築すること
- (2) 風評被害が発生した場合は幅広く補償がなされるよう、国の責任において、対象の把握や基準の制定等、適切な措置を速やかに講ずるとともに、補償財源の確保に努めること
- (3) 速やかで幅広い救済を両立させるため、損害の範囲等を定める指針については、段階的に順次策定していくとともに、その時期を明確にすること

《経済産業省》 《文部科学省》

5 風評被害の防止等に関すること

- (1) 広範囲に放射性物質が放出されたことで、国民の間に農林水産物等や加工食品への不安が見受けられることから、国として、環境放射線モニタリングを強化し、測定結果及びその結果に基づく評価を速やかに公開するとともに、農産物加工品などに対する取扱基準や、商取引における放射線量のガイドラインを明らかにし、風評被害を未然に防ぐよう最大限の対策を実施すること
- (2) 風評被害の払拭や防止には、的確かつ継続的な情報発信を行うことが極めて有効であることから、国内外に対し、放射性物質の検査数値及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること
特に、落ち込みの激しい海外からの観光客誘致や、食品及び工業品の輸出を通常の状態に戻すためにも、安全であることを保証するための体制づくりを進め、日本の国際的信用・信頼の確保に努めること
- (3) 原子力災害の被災住民に対する偏見、不当な扱い、財産への侵害等が生じていることから、こうした人権侵害等に対する徹底的な対策を国の責任において講じること

《経済産業省》 《文部科学省》 《法務省》 《外務省》 《農林水産省》 《国土交通省》

6 原子力施設の安全対策に関すること

- (1) 今回の事故で明らかになった問題点を踏まえ、事業者に対して指示した「緊急安全対策」において、現在運転中の原子力発電所の運転継続及び起動を控えている発電所の運転再開に支障はないとしているが、浜岡原子力発電所についてのみ運転停止要請をしたこととの整合性を含め、安全基準などの判断根拠を、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すとともに、国民に説明すること
- (2) 福島第一原子力発電所の事故原因を、今後、徹底的に原因究明する中で、発生メカニズムやMOX燃料の使用、高経年化などの影響も含め、様々な角度から詳細な解析・評価を行い、水素爆発防止策、燃料プールの構造・管理方法の改善策などの具体的な安全対策について、安全審査指針や耐震設計審査指針の見直し等も含めた抜本的な対策を検討・実施すること
- (3) 建設中で稼働していない各原子力施設についても、安全性の確認を行うとともに、今後、福島第一原子力発電所の事故原因の解析に伴い、新たな知見が得られた際には、速やかに、各原子力施設の安全性確認に反映させること

《経済産業省》 《原子力安全委員会》

7 原子力防災体制の強化に関すること

- (1) 今回の事故では、オフサイトセンターが機能不全となり、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）からの情報が得られないなど、これまでの原子力防災に関する考え方では対応できない事態が発生したことから、事故想定、EPZの見直しやオフサイトセンターの代替施設、モニタリングセンター汚染検査・除染室などの防災対策施設のあり方、加えて、複合災害の想定など、防災指針の見直しを早急に行い、速やかに原子力防災対策を強化すること
- (2) 今回の事故での避難等区域の設定が、どのような根拠に基づき実施されたのか関係自治体へ早急に説明することをはじめとして、関係道県・市町村が行う地域防災計画の見直しに対して支援・協力を行うとともに、県をまたがった広域避難や行政機能の移転等の課題に対しても対応できるよう、国が前面に立った防災体制を構築すること

- (3) 多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や万が一の時の初動活動を迅速に行うための道路について、国直轄化など国の役割や負担を強化し、別枠で予算を確保したうえで、早急な整備・維持を図ること
- (4) SPEED Iについて、周辺地域も含め、予測結果等の情報提供を迅速かつ透明性をもって行えるよう運用を見直すこととともに、世界版SPEED I（WSPEED I）を常用システムとして整備し、予測機能の強化を図り、災害時等に予想される通信障害発生等に備えたバックアップ体制を整備すること

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》《総務省》《国土交通省》

8 原子力安全規制体制の強化に関すること

- (1) 今回の事故に係る分析・検証結果を踏まえ、原子力安全・保安院の機能強化と独立性を確保するとともに、客観性と信頼性を高めるため、原子力安全委員会を含めた国の安全規制体制のあり方を見直し、各事業者の安全管理体制の充実が図られるよう、国の監督・指導体制を強化すること
- (2) これまで、問題が起こる度にその都度改正を重ねてきた原子力安全規制に関する現行の法制度について、今回の事態を受け、抜本的に見直しを行い、国民の安全・安心により重点を置いた法制度を整備すること

《経済産業省》《文部科学省》《原子力安全委員会》